附則第三条の表を次のように改める。

当該施設における平成二十六年度の職員一人当たりの平均勤続年数	当該年度の職員一人当たりの平均勤続年数	割合
一年未満	一年未満	三％
	一年以上二年未満	四％
一年以上二年未満	二年未満	四％
四年以上五年未満	一年未満	三％
	一年以上二年未満	四％
	四年以上五年未満	三％
五年以上六年未満	二年未満	四％
	四年以上六年未満	四％
七年以上八年未満	二年未満	四％
	四年以上六年未満	
	七年以上八年未満	

別表第二及び別表第三を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を内閣府子ども・子育て本部に備え置いて縦覧に供するとともに、内閣府のホームページにより公表する。）

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○内閣府・財務省告示第三号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づく主務大臣の定めるものを定める件（昭和四十七年総理府告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後	改正前
沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第一号ニ、リ、ヌ、ワ及びヨの規定に基づき、主務大臣の指定するものを次のように定める。 ［一～六　略］	沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第一号ニ、リ、ヌ、ワ及びヨの規定に基づき、主務大臣の指定するものを次のように定める。 ［一～六　同上］

七　令第二条第一号タの資金

［一～４　略］

５　漁船の改造、建造若しくは取得又は漁具その他漁業経営に必要な資材若しくは施設の取得若しくは設置のため法第十九条第一項第四号の規定に基づき公庫が令第二条第一号及び第二号に掲げる者に対して融通する当該各号に掲げる資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払に必要な資金

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［八～十九　略］

別表第一（第十三号関係）　［略］

別表第二（第十七号関係）

農林水産物の種別	市町村名
［略］	［略］
小ぎく	読谷村、今帰仁村、恩納村、糸満市、沖縄市、うるま市、八重瀬町、名護市、久米島町、国頭村、伊江村
［略］	［略］
シークヮーサー	大宜味村、名護市、本部町
［略］	［略］
アーサ（ヒトエグサ）	北中城村、恩納村

七　令第二条第一号タの資金

［１～４　同上］

５　漁船の改造、建造若しくは取得又は漁具その他漁業経営に必要な資材若しくは施設の取得若しくは設置のため、次に掲げる資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払に必要な資金

イ　漁業近代化資金のうち公庫が別に定めるもの

ロ　法第十九条第一項第四号の規定に基づき公庫が令第二条第一号及び第二号に掲げる者に対して融通する当該各号に掲げる資金

［八～十九　同上］

別表第一（第十三号関係）　［同上］

別表第二（第十七号関係）

農林水産物の種別	市町村名
［同上］	［同上］
小ぎく	読谷村、今帰仁村、恩納村、糸満市、沖縄市、うるま市、八重瀬町、名護市、久米島町、国頭村
［同上］	［同上］
シークヮーサー	大宜味村、名護市
［同上］	［同上］
アーサ（ヒトエグサ）	北中城村